



山形県公報

平成23年6月14日（火）
第2251号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の招集……………（財 政 課）…603
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（健康福祉企画課）… 同
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………（ 同 ）…604
- 土地改良区の定款変更の認可……………（村山総合支庁農村計画課）… 同
- 土地改良区の管理規程の変更の認可……………（庄内総合支庁農村計画課）…605
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………（森 林 課）… 同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会6月定例会の招集……………609

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 直接請求に必要な有権者の数…………… 同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………（情報企画課）…610
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（置賜総合支庁地域振興課）…611
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・まちづくり振興課）…612
- 同……………（ 同 ）…613
- 同……………（ 同 ）… 同
- 同……………（ 同 ）…614

## 告 示

### 山形県告示第532号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成23年6月22日山形市に招集する。

平成23年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第533号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成23年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称                  | 施設又は実施する事業の種類                          | 指定介護機関の所在地    | 指定年月日      |
|----------------------------|----------------------------------------|---------------|------------|
| 天童デイサービスセンター<br>となりのつるかめ   | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護                    | 天童市大字小関1204-6 | 平成23. 3. 1 |
| 上山市社会福祉協議会 デイ<br>サービスはやま   | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護                    | 上山市葉山5-70     | 同 3.10     |
| デイサービスセンター「よつ<br>ばの里」      | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護                    | 鶴岡市本町三丁目2番5号  | 同 4. 1     |
| 小規模多機能型居宅介護事業<br>所 健康園 いこい | 小規模多機能型居<br>宅介護<br>介護予防小規模多<br>機能型居宅介護 | 鶴岡市海老島町9番15号  | 同          |
| 小規模多機能型居宅介護 榎<br>の木        | 小規模多機能型居<br>宅介護<br>介護予防小規模多<br>機能型居宅介護 | 山形市上町四丁目6-24  | 同 5. 2     |
| ヘルパーステーション 榎の<br>木         | 訪 問 介 護<br>介護予防訪問介護                    | 山形市上町四丁目6-24  | 同          |
| デイサービス 榎の木                 | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護                    | 山形市上町四丁目6-24  | 同          |
| 訪問看護ステーション 榎の<br>木         | 訪 問 看 護<br>介護予防訪問看護                    | 山形市上町四丁目6-24  | 同          |

## 山形県告示第534号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成23年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の名称 | 開 設 者 | 指 定 施 術 機 関 の 所 在 地 | 指定年月日      |
|-----------|-------|---------------------|------------|
| レイス治療院    | 大澤 康浩 | 山形市白山1-15-19-B      | 平成23. 4. 1 |

## 山形県告示第535号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成23年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
天童土地改良区
- 2 事務所の所在地  
天童市大字矢野目2100番地
- 3 認可年月日  
平成23年6月6日
- 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第536号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、土地改良区の管理規程の変更を次のとおり認可した。

平成23年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
日向川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
酒田市市条字村ノ前68番地の1
- 3 変更に係る管理規程の名称  
日向川土地改良区頭首工管理規程
- 4 管理規程の変更の概要  
警戒体制時に連絡等を行う関係機関を変更した。
- 5 認可年月日  
平成23年6月6日
- 6 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第537号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡大蔵村大字清水字大釘峯5706－6
  - (2) 保安林指定の目的  
水源のかん養
  - (3) 指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び大蔵村役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡鮭川村大字川口字米山2881
- (2) 保安林指定の目的  
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び鮭川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡鮭川村大字佐渡字東前山1970
- (2) 保安林指定の目的  
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び鮭川村役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
新庄市大字本合海字八幡984-7、984-24~26、1882-47、1882-55
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び新庄市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
新庄市大字升形字荒津沢1641-2~3、1641-5~6、1641-8、1641-13、1641-15、1641-20、1641-22、2152、字荒津沢山2572-2
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び新庄市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
新庄市大字鳥越字権現堂1850、1850-2、1851-1~2
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び新庄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡最上町大字大堀字湯向844-1～3、859-9、1175、1176、1185、1185-1～3、1186、1186-1、1186-2、1192-1、1193、1193-1、1194、1201、1202、1207、1207-1～5、1208、1241、1249、1258、1267-2、1267-5、1278-2～5、1288-1、1288-2、1291
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び最上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡最上町大字志茂字小横川1601-5、1962-14～34
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び最上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡大蔵村大字清水字大釘峯3056-6、5036-2、字桜峠5706-9
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び大蔵村役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 10 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡大蔵村大字南山字寒風田433-4、433-8～9、433-13、433-35、440-77、440-79～80、440-90～91、440-104～105、440-110～111、440-142～143、440-145、440-152～155、440-165～167、701-2～3
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び大蔵村役場に備え置いて縦覧に供する。)

11 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡鮭川村大字川口字泉川浦山2724、2728-1、2729-2、2731-2、2737-3、2739-2、2742

(2) 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び鮭川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

12 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡鮭川村大字中渡字水上沢1342、1348、1826、1838、2115-1、2121、2122、鷹ノ巣沢2110-50 2110-59~60

(2) 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び鮭川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

13 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

最上郡鮭川村大字中渡字中渡119-1、127、130-1、136-2、137-1、138-1~4、139、273-2、968、969、1588、1632、1633、1634-2、1635、1637、1638、1641、1642、1695、前林971-1、972、973、973-1、1672、1673、1675、1676、1678、81-1~2、1683-1~3、1685-1~2、1687-1、1692-2、1693、1697-1、1697-4、1698-1、1703-1~2、2115、字八石2069-1、2069-21

(2) 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び鮭川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第8号

山形県教育委員会6月定例会を次のとおり招集した。

平成23年6月14日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成23年6月17日（金） 午後2時30分
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 平成24年度山形県立高等学校の入学者募集について
  - (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について
  - (3) 山形県立高等学校管理運営規則の一部改正について

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成23年6月14日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,261人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算した数 227,171人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名        | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市         | 68,109人 | 村山市           | 7,594人  | 西村山郡 | 12,282人 |
| 米沢市         | 23,764人 | 長井市           | 8,061人  | 最上郡  | 12,902人 |
| 鶴岡市         | 37,744人 | 天童市           | 16,802人 | 東置賜郡 | 11,823人 |
| 酒田市・<br>飽海郡 | 35,466人 | 東根市           | 12,584人 | 西置賜郡 | 9,100人  |
| 新庄市         | 10,486人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 7,706人  | 東田川郡 | 8,552人  |
| 寒河江市        | 11,620人 | 南陽市           | 9,300人  |      |         |
| 上山市         | 9,523人  | 東村山郡          | 7,597人  |      |         |

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県県・市町村共同利用電子申請等システム提供業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
- (2) 日時 平成23年7月25日（月）午前11時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県県・市町村共同利用電子申請等システム提供業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成26年12月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 調達をする役務が提供される平成24年1月1日から平成26年12月31日までの期間に相当する料金の総価のうち3箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
また、落札者の決定は、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式をもって行うため、総合評価のための提案書を入札書とともに提出すること。

### 3 入札参加者の資格

- (1)から(6)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(7)から(10)までに掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成23年1月21日付け県公報第2213号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) JIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。プライバシーマークの使用許諾を受けていない場合にあつては、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること。
- (5) 過去5年以内に国、他の都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、2の(1)の役務の調達に係るシステムと類似のシステムの提供業務を受託した実績があること（共同企業体の構成員として当該業務を受託した場合を含む。）を証明できること。
- (6) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (7) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
- (8) 共同企業体のいずれかの構成員が(5)の要件を満たしていること。
- (9) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (10) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県企画振興部情報企画課電子県庁企画担当 電話番号023(630)3199

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

## (1) 落札者の決定方法

イ 次に掲げる要件を全て満たす者のうち、落札者決定基準により算定された技術点及び入札価格による価格点の合計点が最も高い者を落札者とする。

(イ) 入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であること。

(ロ) 提案書の内容に落札者決定基準で指定する重点評価項目が全て含まれていること。

ロ イの合計点の最も高い者が2以上あるときは、技術点が高い者を落札者とする。

なお、それぞれの技術点と価格点と同じ場合は、入札価格が低い者を落札者とする。

さらに、入札価格も同額の場合は、入札参加者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。

ハ 落札決定のときまでに3の資格を満たさなくなった者は、落札者とししない。

(2) 技術点及び価格点の配分 点数については1,000点満点とし、うち技術点を700点、価格点を300点とする。

(3) 技術点の評価方法 提案書の内容について評価項目ごとに落札者決定基準に従って評価を行い、その評価に応じ、各評価項目の配点の上限の範囲内で、技術点を付与する。

(4) 価格点の評価方法 入札価格に応じ、次に掲げる方法により点数化するものとする。

価格点=300点×(1-入札価格×1.05/予定価格)

## 8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書並びに3の(4)及び(5)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(4)、(8)及び(9)に係る事項を証明する書類。以下「証明書等」という。）を平成23年7月5日（火）午後4時までに山形県企画振興部情報企画課電子県庁企画担当に提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手續の停止等があり得る。

(4) 詳細については、入札説明書による。

## 10 Summary

(1) Nature and quantity of services required: the provision of an electronic application system for Yamagata Prefecture and its cities, towns, and villages

(2) Time-limit for tender: 11:00A.M. July 25, 2011

(3) Contact point for the notice : Information Planning Division, Planning and Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-3199

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成23年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 申請のあった年月日

平成23年6月1日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

## (1) 名称

特定非営利活動法人フードバンク山形

## (2) 代表者の氏名

星野 義勝

- (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市下新田2556番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、事情により十分な食料が得られない人たちや福祉団体に対して、食品流通上での余剰食品を有効に提供（寄付行為等により）して頂き、効率的に届ける事業を行なうことにより、提供元の廃棄コストの節約、提供先での食費の節約につながり、「食」についての互いのネットワークを構築させる。又森づくり活動を通じ、環境と資源の有効利用を図り社会貢献することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに酒田市役所において平成23年10月14日まで縦覧に供する。

平成23年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ旭新町店  
酒田市旭新町16番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣宮雄

3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考             |
|-----------------|---------|---------|-----------------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ | 午前10時   | 午後10時   | 年間60日は、開店時刻午前9時 |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考 |
|-----------------|---------|---------|-----|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ | 午前9時    | 午後10時   |     |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで。ただし、年間60日は午前8時30分から午後10時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

4 変更年月日

平成23年6月1日

5 届出年月日

平成23年5月30日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年10月14日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに庄内町役場において平成23年10月14日まで縦覧に供する。

平成23年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマザワ余目店  
東田川郡庄内町余目字滑石38番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣宮雄
- 3 変更する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考             |
|-----------------|---------|---------|-----------------|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ | 午前10時   | 午後10時   | 年間90日は、開店時刻午前9時 |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考 |
|-----------------|---------|---------|-----|
| 株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ | 午前9時    | 午後10時   |     |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前9時から午後10時30分まで  
(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで
- 4 変更年月日  
平成23年6月1日
- 5 届出年月日  
平成23年5月30日
- 6 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年10月14日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成23年10月14日まで縦覧に供する。

平成23年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームセンタージョイ前田店

山形市前田町6番10号

## 2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

| 名 称           | 住 所            | 代表者の氏名 |
|---------------|----------------|--------|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ | 東根市神町中央二丁目2番6号 | 阿 部 恵  |

(変更後)

| 名 称           | 住 所             | 代表者の氏名 |
|---------------|-----------------|--------|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ | 山形市あこや町二丁目1番30号 | 阿 部 恵  |

## 3 変更年月日

平成17年6月2日

## 4 届出年月日

平成23年5月31日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年10月14日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成23年10月14日まで縦覧に供する。

平成23年6月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタージョイ前田店

山形市前田町6番10号

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ジョイ 山形市あこや町二丁目1番30号

代表取締役 阿部恵

## 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|---------------|---------|---------|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ | 午前9時30分 | 午後8時45分 |

（変更後）

| 小売業を行う者 | 開店時刻    | 閉店時刻    |
|---------|---------|---------|
| 株式会社ジョイ | 午前6時15分 | 午後8時45分 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前9時30分から午後9時まで

（変更後） 午前6時から午後9時まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前） 午前9時30分から午後9時まで

（変更後） 午前6時から午後9時まで

4 変更年月日

平成23年6月6日

5 届出年月日

平成23年5月31日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成23年10月14日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

平成23年 6月14日印刷  
平成23年 6月14日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056